

しのぶやま公園ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、信夫山公園の豊かな自然や歴史、文化などの魅力をアピールするため、しのぶやま公園ロゴマーク（以下「ロゴマーク等」という）の使用取扱に関し必要な事項を定める。

(申請)

第2条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ、しのぶやま公園ロゴマーク使用許可申請書（様式第1号）又は福島市ホームページ上の「福島市かんたん申請・申込システム」により福島市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) 私的な使用（個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内における使用）のうちその使用が使用目的、使用方法等に照らし、社会通念上相当と認められる場合
- (4) その他市長が適当と認めた場合

(使用の範囲)

第3条 市長は前条の規定により申請書の提出があった場合は、審査の上内容が適正と判断される場合は、使用許可書（様式第2号）によりロゴマーク等の使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 信夫山公園の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) ロゴマーク等を定めた趣旨に沿わないと認めるとき。
- (3) 法令あるいは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他市長がロゴマーク等の使用が不相当と認めるとき。

(使用の遵守事項)

第4条 第3条の規定によりロゴマーク等の使用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた目的にのみロゴマーク等を使用すること。
- (2) ロゴマーク等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマーク等を改変する一切の行為をしないこと。
- (4) ロゴマーク等に商標権、意匠権その他の権利を設定しないこと。

2 第2条第1項第3号に規定するロゴマーク等の使用については、第1条に規定する趣旨を損なわないよう十分注意すること。

3 市長は、ロゴマーク等の使用について第1項の規定が遵守されていない、又は遵守されない恐れがあると認めるときは、第3条の規定による使用許可を取り消すことができるものとする。

(免責)

第5条 市長は、前条第3項の規定によるロゴマーク等の使用許可の取消しにより使用者に損害が生じることがあっても、その責めを負わない。

(使用許可期間)

第6条 使用許可期間は、許可した日の属する年度内を期限とする。但し令和5年度については令和6年度内を期限とする。

(申請内容の変更)

第7条 使用者が、許可を受けた内容を変更しようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

(使用料)

第8条 原則として無償とする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用取扱いについて必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年2月10日から施行する。